

(運用基準 様式3)
令和3年6月22日

市民局オリンピック・パラリンピック推進部

オリンピック・パラリンピック推進課

「東京2020オリンピック・パラリンピック横浜市記録集編さん業務委託契約」

契約結果

東京2020オリンピック・パラリンピック横浜市記録集編さん業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 東京2020オリンピック・パラリンピック横浜市記録集編さん業務委託
- 2 委託内容 ・東京2020大会横浜市記録集の作成に係る企画・取材・撮影・記事製作・編集等一連の業務
・上記業務に係る進行管理等
- 3 契約の相手方 株式会社KADOKAWA
- 4 契約金額 7,441,500円
- 5 契約日 令和3年6月22日
- 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社KADOKAWA	339	1
(1者のみ)		

7 評価委員会開催経過

<ul style="list-style-type: none">・委員会開催日及び開催場所: 令和3年5月18日(火) スカーフ会館7階大会議室・評価委員の出席状況: 5人(充足率5/5)・議事内容: 評価の実施(提案内容の評価、審議、ヒアリング)

- 8 評価基準 別紙のとおり
- 9 問い合わせ先 市民局オリンピック・パラリンピック推進部オリンピック・パラリンピック推進課
電話 045-671-3697

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を特定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

評価委員一人あたりの評価点の満点は 104 点とし、提案書及びヒアリングの内容を、原則として A、B、C、D の 4 段階（一部の項目を除く）で評価します。

3 評価点の最も高いものが 2 者以上あるときの対応

- (1) 表 1 評価項目のうち、評価項目 1～5 の合計点が高い者を受託候補者として特定します。
- (2) (1) を比較してもなお、受託候補者が特定できない場合は、評価項目 3-1、3-3 及び 3-4 の合計点数が高い者を受託候補者として特定します。
- (3) (1) 及び (2) を行ってもなお、受託候補者が特定できない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 9 に準じて、当該者にくじを引かせ受託候補者を特定します。受託候補者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該プロポーザル事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 配点

表 1 評価項目のとおり

(2) 評価基準

表 2 基本的評価事項のとおり

(3) その他

ア 評価委員の持ち点の合計の 60%を基準点とします。（評価委員 5 人がヒアリングに出席した場合の満点は 520 点、基準点は 312 点）基準点に達しない場合は不適合とします。

イ 評価項目 2-1、3-4、4、5 の項目のうちいずれかが評価委員の過半数が D（0 点）と採点した場合は、その提案者は不適合とします。

表1 評価項目

No.	評価項目		配点	評価
1	提案者について	1-1 類似業務実績	5	
2	運営体制・進行管理について	2-1 運営体制	10	
		2-2 進行管理	5	
3	記録集（全体版）について ※速報版については提案不要	3-1 企画	10	
		3-2 表表紙・表題	10	
		3-3 構成	10	
		3-4 デザイン・レイアウト、記事・コンテンツ	15	
		3-5 記事・コンテンツ	5	
4	取材（撮影）・作成・編集・校正について	取材（撮影）・作成・編集・校正	15	
5	提案内容の実現性	実現性及び費用対効果	15	
6 加算項目				
ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）		左記認定のいずれか1つ以上を取得していれば2点	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満のみ加算）			
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得			
	若者推進法に基づく認定（ユースエール）の取得			

	よこはまグッドバランス賞の認定の取得		
障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.2%を達成している（従業員 45.5 人以上）、又は、障害者を 1 人以上雇用している（従業員 45.5 人未満）	2	
合計		104	

表2 基本的評価事項

No.	評価項目		評価事項（評価基準）	評価事項（評価基準）				倍率	評価／配点
				A（5点）	B（3点）	C（2点）	D（0点）		
1	提案者について	1-1 類似業務実績	・類似業務実績（※）を有しているか。また、東京2020大会に関する製本された冊子があるか。 ※官公庁又は主催者（組織委員会等）からの委託により作成した、観客動員数100万人以上のスポーツ国際大会に関する冊子等。	複数の実績があり、かつ、そのうち1つ以上に東京2020大会に関する製本された冊子がある。	複数の実績がある（東京2020大会に関する製本された冊子の実績はない）。	1つの実績がある。		×1	/5点
2	運営体制・進行管理について	2-1 運営体制	・本事業を行うにあたって、意思疎通を十分に図る仕組みや工夫、状況に応じてフレキシブルな対応ができる提案がなされ、万全な実施体制であるか。 ・東京2020組織委員会や競技会場等の取材先各所からの取材に関する許諾が容易に受けやすい体制があるか。	高い水準で満たしている。	標準であり、特筆すべき点はない。	満たしていない部分がある。	全く満たしていない。	×2	/10点
		2-2 進行管理	・スケジュールは適切か。また、進行管理の方法は適切か。	不測の事態を想定し、余裕のあるスケジュールが提案されている。また、確実にスケジュールどおり業務を進められるよう、適切な進行管理方法が提案されている。	妥当なスケジュールが提案されている。また、妥当な進行管理が提案されている。	やや具体性や実現性の欠くスケジュール提案されている。あるいは、やや具体性や実現性の欠く進行管理が提案されている。	スケジュールや進行管理方法が提案されていない。あるいは、提案されたスケジュールや進行管理方法が実現性に欠ける。	×1	/5点
3	記録集（冊子版）について	3-1 企画	・提案が、コンセプトを踏まえ、行政の取組や視点での成果だけでなく、横浜市に関係する多様な主体の視点や意見、取組などのコンテンツを含む内容となっているか。	高い水準で満たしている。	標準であり、特筆すべき点はない。	満たしていない部分がある。	全く満たしていない。	×2	/10点
		3-2 表表紙・表題	・表表紙のイメージ及び表題案が、コンセプトを十分に理解した、本記録集にふさわしいものとなっているか。	高い水準で満たしている。	標準であり、特筆すべき点はない。	満たしていない部分がある。	全く満たしていない。	×2	/10点
		3-3 構成	・コンセプトを踏まえ、分かりやすく読みやすい構成案になっているか。	高い水準で満たしている。	標準であり、特筆すべき点はない。	満たしていない部分がある。	全く満たしていない。	×2	/10点
		3-4 デザイン・レイアウト、記事・コンテンツ	・文字の大きさや行間のバランス、見出しの使い方、写真・イラスト・図の活用など読みやすさに配慮したデザインになっているか。また、横浜市のブランドイメージ及び東京2020大会のブランドイメージと調和したものとなっているか。 ・的確で読みやすい文章となっているか。	高い水準で満たしている。	標準であり、特筆すべき点はない。	満たしていない部分がある。	全く満たしていない。	×3	/15点
		3-5 記事・コンテンツ	・これまでの東京2020大会関連で本委託において使用可能な記事があるか。	5点以上ある。	1～4点ある。		ない。	×1	/5点
4	取材（撮影）・作成・編集・校正について	取材（撮影）・作成・編集・校正	・取材（撮影）・原稿作成・編集作業について、委託者の意見をよく反映し、かつ柔軟に対応できる提案となっているか。 ・委託者の作業負担が少ない提案となっているか。	高い水準で満たしている。	標準であり、特筆すべき点はない。	満たしていない部分がある。	全く満たしていない。	×3	/15点
5	提案内容の実現性について	実現性及び費用対効果	・企画内容と運用経費が妥当な関係となっているか。 ・費用対効果が高い提案となっているか。	高い水準で満たしている。	標準であり、特筆すべき点はない。	満たしていない部分がある。	全く満たしていない。	×3	/15点

No.	評価項目	評価事項（評価基準）	配点	評価／配点
6	ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	左記のいずれか1つ以上を取得していれば2点	／ 2点
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 301 人未満のみ加算）		
		次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得		
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得		
		若者推進法に基づく認定（ユースエール）の取得		
		よこはまグッドバランス賞の認定の取得		
	障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.2%を達成している（従業員 45.5 人以上）、又は、障害者を 1 人以上雇用している（従業員 45.5 人未満）	2	／ 2点
合計				104 点